

## 放射性固体廃棄物の保管量に関する報告の訂正について

2022年4月20日

当社が原子力規制委員会に提出している「放射線管理等報告書(注1)」のうち、2020年度下期分として報告した放射性固体廃棄物の保管量の記載に誤りがあったことから、本日、原子力規制委員会に訂正した報告書を提出しましたのでお知らせします。

## &lt;訂正内容&gt;

## 雑固体廃棄物保管室の保管量(注2)

	誤った報告値	正しい報告値
当該年度の発生量 (m <sup>3</sup> )	2 (0)	1 (0)
当該年度末の保管量 (m <sup>3</sup> )	306 (2)	305 (2)

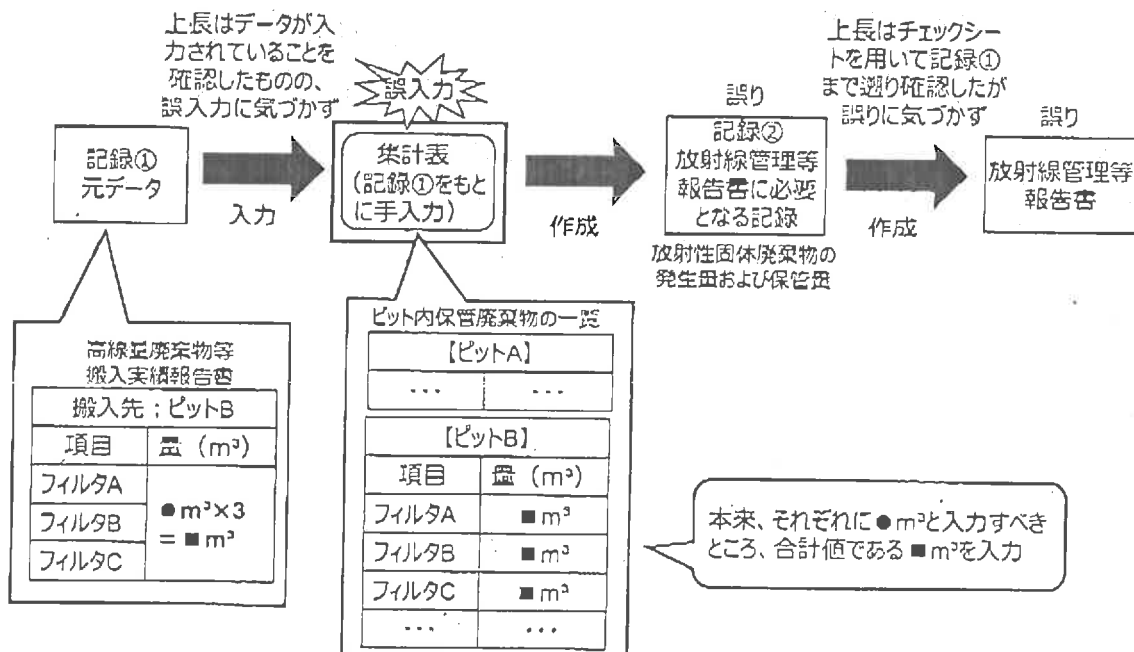
( )内は、1、2号機の廃止措置に伴い発生した廃棄物の保管量等

## &lt;誤りの概要&gt;

雑固体廃棄物保管室への廃棄物の保管に伴い記録①を作成しており、それをもとに集計表へデータを入力する際、誤った値を転記(以下、「誤入力」という。)した。集計表は廃棄物の項目ごとの値を入力しており、本来記録①の廃棄物の項目ごとの量(下図: ●m<sup>3</sup>)を入力すべきところ、それぞれの項目に合計値(下図: ■m<sup>3</sup>)を入力した。

記録①から集計表にデータを入力する際、上長も記録①を確認したが、データが入力されていることを確認したものの、入力データの妥当性まで確認しなかった。

また、誤入力した集計表を用いて記録②を作成し、その誤った記録②を用いて2020年度下期分の放射線管理等報告書を作成したため、今回の記載の誤りが発生した。上長は、本報告書の内容について、チェックシートを用いて記録①まで遡り確認したが、誤りに気づくことができなかった。



<原因と対策>

誤りが発生したことに対する原因と対策は以下のとおりです。

原因	対策
<p><u>記録①の項目が見間違しやすい記載となっていた</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の項目ごとの量を記載する欄について、3個分の記載枠を一つにして「項目ごとの量×3＝合計値」と記載されており、合計値を項目ごとの量と見間違しやすい状態となっていた。</li> <li>・上長も合計値を項目ごとの量と思い込んだ。</li> </ul>	<p><u>記録①へ項目ごとに量を記載することを徹底する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の項目ごとに量を記載するよう、社内規定に明確化することで見間違いや思い込みを防止する。</li> </ul>
<p><u>記録①のデータを集計表に誤入力したことに気づけなかった</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成者は、記載された合計値を項目ごとの量と誤認識し、集計表に入力した。上長は、データが入力されていることを確認したものの、入力データの妥当性まで確認しなかった。</li> </ul>	<p><u>集計表入力時のチェック機能の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集計表にデータを入力する際、作成者と上長がダブルチェックし、入力データの妥当性を確認する仕組みを構築する。</li> </ul>

さらに、本業務に携わる者に対して今回の事象、原因および対策の継続的な教育を実施し、再発を防止してまいります。

注 1 放射線管理等報告書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づき原子力規制委員会に半期ごとに提出している報告書をいいます。

注 2 雑固体廃棄物保管室の保管量とは、廃棄物減容処理装置建屋内の放射性固体廃棄物保管室に保管している放射性固体廃棄物の量をいいます。

以上